



子どもが生まれる前に



子どもが生まれる前に



特定不妊治療費助成

問 健康増進課 ☎089-983-4052 (直通)

婚姻している夫婦が不妊治療のうち特定不妊治療(体外受精や顕微授精)を行った場合、その治療費の一部が助成されます。

また、愛媛県からも、愛媛県特定不妊治療助成事業により助成を受けることができます。



不育症治療費助成

問 健康増進課 ☎089-983-4052 (直通)

婚姻している夫婦が不育症治療を行った場合、その検査及び治療費の一部が助成されます。

◎特定不妊治療費助成や不育症治療費助成は、いくつか助成の要件があります。
まずは治療前にご相談ください。



マタニティヨガ



マタニティ歯科